

## 令和5年 天草市農業委員会第9回総会議事録

令和5年9月26日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	3番	金 棒 康 二 君
4番	淀 川 洋 一 君	5番	猪 原 真 滋 君
6番	中 村 三 千 人 君	7番	野 中 幸 廣 君
8番	平 岡 敬 則 君	9番	川 口 明 君
10番	富 崎 ま す み 君	11番	黒 川 紀 世 子 君
12番	端 田 睦 子 君	13番	山 並 彰 一 郎 君

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

2番 山下 和 弘 君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
書記	浦 川 優 也	書記	濱 朋 也
書記	宮 川 楓 大		

### 4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第50号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第51号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第52号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第53号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第6	議第54号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第55号	非農地証明書交付申請について
日程第8	議第56号	非農地判断について
日程第9		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第9回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。9月の下旬になりまして、朝晩は少し冷える気温になりましたが、日中はまだ気温が高い状態が続いております。天草では、この前の雨でデコポンなどが半分近く割れて落ちている状況でしたので、異常気象は厳しいものだなと感じております。また、8月の下旬に、天草市農業委員会で初めて阿蘇市に研修に行きました。研修にご参加いただいた委員の皆さんのおかげで、有意義な研修を行うことができました。翌日は最適化推進大会がありましたが、そこで学んだことを今後の活動に活かしていければと思います。それと今年度、河浦町宮野河内地区で河浦、天草、牛深地域の農業委員、最適化推進委員による自主活動で草刈り作業からひまわりの種まきまでの3日間、暑い中でしたがご協力いただきありがとうございます。また、本日の総会終了後に、タブレットのアプリのインストールを行っていただきますが、そちらのアプリも今後利用していただきたいと思います。それと、資材置場の農地転用の件につきまして、全国的に問題になっておりますので、委員の皆さんに担当よりご説明させていただきます。本日は3条が14件、4条が2件、5条が7件、非農地が8件提出されています。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、13番山並委員、4番淀川委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第50号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。志柿町の譲受人は、佐賀県の譲渡人より、志柿町の畑324㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。9月20日に現地確認に行きました。事務局の説明

どおりで、みかんの苗も植えてありましたので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。楠浦町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、楠浦町の田1,391㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認に行きました。申請地の〇〇〇〇の方が贈与で貰い受けるそうです。一部草丈が伸びている部分もありましたが、譲渡人が遠方に住んでおられるので仕方がないことかなと思って見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。楠浦町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、楠浦町の畑196㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認に行きました。先ほどの案件と譲渡人が同じで、申請地も近くにあります。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。丸尾町の譲受人は、久玉町の譲渡人より、久玉町の田4494㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。譲渡人の父が〇〇〇〇を営んでおりまして、〇〇〇〇はいつ仕事が途絶えて失業するか分からないので、いつでも農作業ができるようにと農地を手に入れたそうです。しかし、昨年亡くなり、管理ができなくなったため、譲受人に購入してもらいたいとのことです。写真のとおり、手を加えれば何でも栽培できる状態です。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。久玉町の譲受人は、神奈川県譲渡人より、久玉町の田と畑1226㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

ださい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（金棒康二君） 3 番金棒です。9 月 19 日に宇土推進委員と現地確認に行きました。現地は畑として管理されており、草刈りもしてありましたので、すぐにでも耕作できる状態でした。譲渡人が遠方に住んでおられて、これまで譲受人が管理してこられた農地を今回売買によって取得し、管理していきたいとの事で何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 2 ページをご覧ください。6 番について説明します。有明町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、有明町の畑 592 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。9 月 23 日に山下推進委員と現地確認に行きました。譲渡人が高齢のため、自分がまだ元気なうちに譲渡したいとのことでした。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 7 番から 11 番について事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番から11番については、関連しますので一括して説明します。はじめに、7番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑696㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。申請地には果樹を栽培される計画です。

次に8番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑1,123㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。申請地には果樹を栽培される計画です。

次に9番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田1,190㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。申請地には水稲を栽培される計画です。

次に10番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田と畑2578㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。申請地には水稲と果樹を栽培される計画です。

資料②の3ページをご覧ください。11番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑1,902㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。申請地には果樹を栽培される計画です。資料③の2ページをご覧ください。以上の7番から11番につきまして、農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。この場所は譲渡人の母が農業経営をされていたのですが、〇〇〇〇で突然亡くなられたため、この農地をすべて譲渡人と利用権設定をして作ってもらっていました。それを今回機会があつて、贈与による所有権移転をしてすべて手放す形になりました。以前から相談があつたところで、何度か現地を確認しております。譲受人は

全てその地域に住んでいる方で、そのうち一人は県外出身で、〇〇の〇〇に研修が終了しまして、天草に移住しております。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく願います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 12番について説明します。有明町の譲受人は、東町の譲渡人より、有明町の田と畑3973㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。9月25日に現地確認を行いました。譲渡人が高齢で農業が出来ないため、若い人に作ってもらった方が良いという話をしておられました。今回売買での所有権移転ですが、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に13番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 13番について説明します。新和町の譲受人は、福岡県の譲渡人より、新和町の畑715㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。9月22日に池田推進委員と現地確認に行きました。ご覧のとおり、譲渡人の方は福岡に住んでおられまして、家も一緒に手放すとおっしゃっていました。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に14番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 14番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑204㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。また、今回山下委員が欠席のため、山下委員の意見を代読させていただきます。9月24日に現地確認を行いました。現地はきちんと管理されており、特に問題がないことを確認してきました。ご審議の程よろしくをお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第3、議第51号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は深海町の個人で深海町の畑227㎡を工場にする案件です。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある



農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、〇〇業を営んでおり、工場が不足しているため、工場 1 棟として利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（金棒康二君） 3 番金棒です。9 月 25 日に確認に行きました。現在、工場として利用されており、地目が畑のままだったとは知らなかったそうです。始末書もついておりますので問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2 番について説明します。転用者は福岡市の個人で、五和町の畑 1450 m<sup>2</sup>に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しいため、スギ 100 本を植林する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。また、今回山下委員が欠席のため、山下委員の意見を代読させていただきます。9 月 24 日に現地確認を行いました。いただいた資料のとおり、植林がされていることが確認でき、始末書も出ております。特に問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第52号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田485㎡を贈与によって取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、来客用駐車場1台、庭、物干場、通路として整備し、利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。申請地は〇〇〇〇の近くにある農地です。耕作されておらず、周りも住宅地になっていますので、仕方のないことかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は中村町の個人で、楠浦町の田601㎡を贈与により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、非農用地区域のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、自家用車駐車場2台、大型トラック用駐車場1台、転回

スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。航空写真上では、周りに農地が多く見えますが、現在はほとんど宅地になっています。耕作されていない状態なので、特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。第1種農地の例外規定の中で非農用地区域とありますが、どういったものでしょうか

○事務局（濱朋也君） 土地改良事業の中に、農業を行う場所と住宅を建築するなどの農業以外で利用する場所で区分がされており、非農用地区域は後者に分類されます。

○4番（淀川洋一君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田150㎡を売買により取得し、通路及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅に進入するための通路及び駐車場スペースが必要なため、駐車場3台、通路として利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。航空写真のとおり、申請地は譲受人の家の出入口にあります。駐車場及び通路として使用しますが、特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の6ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は宇土市の法人で、本渡町の田1496.36㎡を売買により取得し、共同住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、共同住宅としての需要が見込まれるため、共同住宅2棟、駐車場27台として利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。第1種農地ですが住宅に囲まれており、変形した農地で、共同住宅を建てるとのことでした。特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 5番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑183㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地

です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、駐車場2台、来客用駐車場2台、転回スペースとして利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。9月25日に現地確認を行いました。譲渡人がどちらも県外の方で、これまでは借りて使用していましたが、今回売買契約が成立したので農地を駐車場に転用するとのことでした。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田80㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、駐車場2台として整備し利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。9月17日に松本推進委員と現地確認に行きました。長年耕作されていない土地で、譲受人が転居する空き家に隣接する農地です。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。転用者は宮崎市の法人で、河浦町の畑164㎡を売買により取得し、倉庫及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道新合高浜港線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、事業所を本市へ移転される予定で、倉庫及び駐車スペースが不足するため、倉庫1棟、駐車場3台として利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。9月21日に現地確認に行きました。遠方から来られて、近くに事務所を建てられるそうです。譲渡人から始末書も提出されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第5、議第53号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の7ページをご覧ください。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が2件、再設定が0件、合計2件で、筆数2筆、総面積が3,114㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の13ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を

すべて満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 54 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の 8 ページから 10 ページをご覧ください。更新の計画が 3 件、再配分の計画が 1 件、利用権移転の計画が 0 件、合計 4 件で、筆数 12 筆、総面積が 17,756 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 14 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 55 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 2 件、牛深地域が 1 件、有明地域が 1 件、御所浦地域が 1 件、五和地域が 2 件、天草地域が 1 件の計 8 件です。筆数は全体 23 筆、面積は 22,388 m<sup>2</sup>となっております。資料③の 15 ページの「農地に該当するかどうかの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 11 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 2 番と 3 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。次が 4 番の地図です。黄色

で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番から11番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が現地の写真になります。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が12番と13番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。次が14番から16番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が17番から20番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が21番から23番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番と3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5番から11番について意見及び質疑はございませんか。



(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 12番と13番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 14番から16番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 17番から20番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 21番から23番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長(本田実君) 日程第8、議第56号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(松本馨君) 議第56号、非農地判断についてご説明いたします。この議第は農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農業委員会総会において農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地B分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものがございます。今回、非農地判断をお願いす

る農地は、五和町手野地区の農地 200 筆、面積が 178,403 m<sup>2</sup>です。

これらの農地は、去る令和 5 年 7 月 19 日に農業委員の山下職務代理と最適化推進委員の小松山委員、事務局職員 2 名の計 4 名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨情報提供を行う予定です。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、提案された非農地判断に記載された農地については、非農地に認定いたします。

---

○議長（本田実君） 日程第 9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 23 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 1 件。田を畑として利用したいというものでした。第 4 条の許可不要転用届は 1 件。農業用倉庫として利用したいというものでした。第 5 条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 5 年天草市農業委員会第 9 回総会を閉会致します。

閉 会 15 時 10 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 美

署名委員 淀川 洋一

署名委員 山並 彰一郎